

## 保有個人情報利用停止請求書の記入について

### 1 請求者の「氏名」、「住所又は居所」

利用停止請求する本人の氏名及び住所又は居所を記入してください。利用停止請求書に記入された氏名、住所等により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記入してください。

なお、代理人（法定代理人又は任意代理人）による利用停止請求の場合は、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記入してください。

### 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

利用停止請求に係る保有個人情報の開示の実施を受けている場合は、その年月日を記入してください。

### 3 「利用停止請求に係る保有個人情報等」

利用停止請求する保有個人情報等の名称又は保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、利用停止請求する保有個人情報を特定できるような情報の内容を具体的に記入してください。

### 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

#### (1) 利用停止請求の趣旨

次のとおり「第1号該当」又は「第2号該当」のいずれかを選んでください。

#### ア 「第1号該当」

法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されている、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われている、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものである又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考える場合に、「利用の停止」又は「消去」のいずれかを選んでください。

#### イ 「第2号該当」

法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えられる場合に選んでください。

#### (2) 利用停止請求の理由

利用停止請求の趣旨となる根拠を明確かつ簡潔に記入してください。なお、本欄に記入しきれない場合には、別葉にして記入してください。

### 5 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないとされています。

## 6 本人確認等

### (1) 市の窓口に来庁して利用停止請求する場合

本人確認のため運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

### (2) 利用停止請求書を送付して利用停止請求する場合

(1)の本人確認書類の写し（複写したもの）に、住民票の写し（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。複写したものは認められません。）を添付してください。ただし、北上市に住所を有する方は、住民票の写しの添付を省略できます。

### (3) 代理人により利用停止請求する場合

3ア「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合のみ記入してください。必要な記入事項は、利用停止請求する保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所です。

なお、提示又は提出に必要な書類は次のとおりです。

#### ア 法定代理人が利用停止請求する場合

戸籍全部記載事項証明書（戸籍謄本）、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。複写したものは認められません。）

#### イ 任意代理人が利用停止請求する場合

本人からの委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。複写したものは認められません。）

なお、委任状については、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。複写したものは認められません。）又は委任者の運転免許証等（(1)の本人確認書類）の写しを添付してください。